

論 説

IASB 開示原則と IASB 概念フレームワーク

—Non-IFRS の利益情報の開示のあり方—

国 田 清 志

目 次

- 1 はじめに
- 2 IASB 開示原則の検討
- 3 Non-IFRS の利益情報の開示
- 4 まとめにかえて—IASB 開示原則と IASB 概念フレームワークとの棲み分け—

1. はじめに

本論文は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Boards : IASB）の討議資料「開示イニシアティブ—開示原則」（Discussion Paper : Disclosure Initiative - Principles of Disclosure）（以下、IASB 開示原則とする）を検討し、IASB の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（Exposure Draft : The Conceptual Framework for Financial Reporting）（以下、IASB 概念フレームワークとする）との関係性を分析するものである。そして、これからの Non-IFRS の利益情報の開示のあり方について、ひとつの方向性を示すことを最終的な目的としている。

まず、これらの関係性の分析を通じて、IASB における開示原則と概念フレームワークとの棲み分けを明確にすることは、今後、わが国における会計基準と概念フレームワークかつまたは財務諸表の表示や開示との関係を整理するために役立つものであると考える。

また、これらは 2018 年（平成 30 年）2 月現在で IFRS をすでに任意適用し

ているわが国の企業139社及びIFRSの任意適用を決定している企業23社においても当てはまる¹。これからのIFRSの任意適用企業数の増加、場合によっては上場企業など部分的な範囲での近い将来のIFRSの強制などの可能性を考えると、本論文の検討は意味のあるものである。

ところで、わが国においてIFRSを任意適用しているいくつかの企業では、Earnings Before Interest, Taxation, Depreciation and Amortization : EBITDA (利払・税引・償却前利益) や Core Earnings (コア営業利益やコア当期純利益など) を、金融商品取引法に基づく有価証券報告書や日本証券取引所のルールにもとづく決算短信において開示している事例が見受けられる。ソフトバンクグループ、すかいらーく、武田薬品、参天製薬、楽天、電通、JT、リクルートホールディングスなど少なくない。

これらはかつてプロ・フォーマ利益 (pro forma earnings) と呼ばれ、会社にとって独自 (勝手) に定義された任意開示の利益数値として、会計数値をごまかす裁量的なものとして疑問視されてきた側面もある。しかし、最近はこちらのNon-IFRS情報である利益情報が、財務情報利用者とのコミュニケーションという視点から開示されたり、財務情報の作成者の重要業績評価指標 (Key Performance Indicators) という視点から業績目標と実績管理のために活用されたりしている。

IASB開示原則とIASB概念フレームワークとの棲み分けを明確にすることは、IFRS情報とNon-IFRS情報との棲み分けをすることにもつながっていくものであり、これからの財務報告の開示 (財務諸表での表示や注記などを含む)、特に利益情報の開示を考えていくうえで必要な作業であると思われる。

2. IASB開示原則の検討

IASBは、1989年の国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) での概念フレームワークの公表から、近年まで開示に関す

1 東京証券取引所グループHP, IFRS適用済・適用決定会社一覧参照。
<https://jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>

る明確な規定がないままであった。そのような中で、2012年に「開示に関するイニシアティブ」プロジェクトを開始した。このプロジェクトは、IASBが目指す財務報告におけるコミュニケーションの改善の一環として位置づけられたものであり、リサーチ・プロジェクトと適用プロジェクトで構成されている²。

リサーチ・プロジェクトでは、主に重要性（2017年公開草案公表）、開示原則（2017年討議資料公表）及び基準レベルでの開示規定の見直しが検討されている。これに対して適用プロジェクトでは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（2016年完了）、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更」及IAS第1号「財務諸表の表示」（2014年完了）の改定が進められている。

IASBは、これらのプロジェクトによって、財務報告における有効性の改善を目的としているが、2017年3月に公表された本論文で取り上げるIASB開示原則は、次のようなプロジェクトである（IASB, 2017b, IN3）。

財務報告における開示の問題を識別し、その理解を深め、開示に関する新たな原則の開発または既存の原則の明確化を目的としている。IAS第1号「財務諸表の表示」の一般的な開示規定と既存の「概念フレームワーク」を改定するプロジェクトで開発されている概念がプロジェクトの対象になる。

IASB開示原則は、以下のような8つのセクションに分けられている。

表1 IASB開示原則の構成

	表 題
1	「開示の問題点」の概要と本プロジェクトの目的
2	効果的なコミュニケーションの原則
3	基本財務諸表と注記の役割
4	情報の記載場所
5	財務諸表における業績指標の使用
6	会計方針の開示
7	統一的な開示目的
8	ニュージーランド会計基準審議会のスタッフのIFRS基準における開示要求の文案作成に対するアプローチ

（出所）IASB, 2017b, IN9。

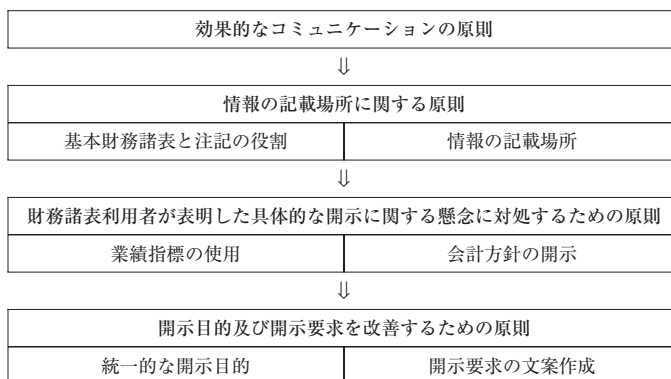
2 岩崎, 2017b, 45頁。

まず、1の「開示の問題点」の概要と本プロジェクトの目的では、IASBが識別した主要な開示上の問題点を要約し、本プロジェクトの背景と目的を示し、本プロジェクトがIASBの他のプロジェクトとどのように相互関連するのかを説明している。

そこでは、開示上の問題点として、まず、目的適合性のある情報（relevant information）が十分でない場合は利用者が不適切な投資または融資の意思決定を行う可能性があること、次に、目的適合性がない情報（irrelevant information）の場合は目的適合性のある情報を隠してしまう可能性や不必要な財務諸表の作成コストが発生する可能性があること、そして、提供される情報のコミュニケーションが効果的でない場合は財務諸表の理解可能性が低減する可能性や情報間の関係を識別できない可能性があることが指摘されている（IASB, 2017b, 1.5）。

このような問題に対処するために、次のような流れでIASB開示原則は記述されている。

図1 IASB開示原則の全体のフロー



（出所）IASB, 2017b, IN9.

次に、2の「効果的なコミュニケーションの原則」では、企業は財務諸表を作成する際に適用すべき効果的なコミュニケーションの原則を検討している。

そこでは、次の(a)~(f)の7つから原則が構成されるべきと考えている（IASB,

2017b, 2.6)。

- (a) 企業固有のものであること
- (b) 可能な限り単純かつ直接的に記述されていて、重要性のある情報の喪失がなく、財務諸表の長さを不必要に増加させていないこと
- (c) 重要な事項を目立たせるように構成されていること
- (d) 情報間の関係を強調し、財務諸表の検索を改善するため、目的適合性がある場合には、財務諸表に含まれる情報または年次報告書の他の場所と関連づけられていること
- (e) 財務諸表の異なる場所または年次報告書の異なる場所において不必要に重複していないこと
- (f) 開示される情報の有用性を損なわずに、企業間と報告期間間の比較可能性を最適化する方法で提供されていること
- (g) その種類の情報に関して適切な様式で提供されていること

なお、これらの一部の間のトレード・オフ関係を考慮する場合があると考えているが、それは財務諸表利用者に開示される情報の有用性を最大化させるためであるとしている。

そして、3の「基本財務諸表と注記の役割」では、財務諸表のさまざまな構成部分の役割とそれらの役割が財務諸表の目的を満たすうえで、どのように役立つのかを検討している。

そこでは、基本財務諸表は財政状態計算書 (financial position)、財務業績の計算書 (financial performance)、持分変動計算書 (changes in equity) 及びキャッシュ・フロー計算書 (cash flows) であることを明示してその役割を記述するとともに、注記の役割を記述としている (IASB, 2017b, 3.20, 3.24)。また、IFRS の文案を作成する場合には、「基本財務諸表において」または「注記において」として、意図した記載場所も明示すべきであると考えている。

さらに、4の「情報の記載場所」では、主に次のことを検討している (IASB, 2017b, 4.1)。

- ・どのような場合に、企業は IFRS に準拠するために必要な情報を財務諸表

の外で提供できるのか。

- ・どのような場合に、企業は Non-IFRS 情報または同様の名称で識別される情報を財務諸表において提供できるのか。

そこでは、IFRS で具体的に要求されている情報、IFRS に準拠するために必要な追加情報及びこれらに含まれない追加的な情報を3つに識別して、特に3つ目の情報を Non-IFRS 情報として記述すべきであると考えている。なお、これには、IFRS と不整合な情報や一部の非財務情報が含まれるとしている (IASB, 2017b, 4.24)。

また、5の「財務諸表における業績指標の使用」では、財務諸表における業績の適正な表示について検討している。

そこでは、IFRS で定められていないもの、例えば、売上総利益 (gross profit)、営業利益 (operating profit)、EBITDA のような Non-IFRS 情報であっても、財務業績の計算書において開示することを考えている。ただし、これらの業績指標には次のような事項が要求されるとしている (IASB, 2017b, 5.34)。

- ① IFRS で要求される基本財務諸表における行項目、小計及び合計と比較して、目立ち方が同等または少なくなるように示す。
- ② IFRS で定められている最も直接的に比較可能な指標へ調整し、その業績指標がどのように計算されたのかを財務諸表利用者が理解できるようにする。
- ③ 財務諸表の注記において、以下についての説明をつける。
 - ・その業績指標がどのように企業の財政状態、財務業績またはキャッシュ・フローに関する目的適合性のある情報を提供するのか。
 - ・上記の②の IFRS で定められている最も直接的に比較可能な指標に対して調整が行われている理由。
 - ・上記②の調整が可能ではない場合には、その理由。
 - ・その指標の理解を助けるために必要な情報。
- ④ 中立的で、誤謬がないものとし、誤解を生じないように明瞭に名称をつける。

- ⑤ 財務諸表に表示されるすべての過去の期間について比較情報を付す。
- ⑥ 分類、測定及び表示を首尾一貫して行い、期間比較を行えるようにする。
- ⑦ その業績が財務諸表の一部を構成しているのかどうか、監査されているのかどうか明瞭となる方法で表示する。

さらに、6の「会計方針の開示」では、企業が会計方針を開示する方法を改善するための方策を検討している。

そこでは、財務諸表において会計方針を開示する目的は、企業が財務諸表の作成・表示に際して適用しており、かつ、財務諸表の理解のために必要である会計方針についての企業固有の記述を提供することであるとしている。また、重要な判断や仮定の開示については、基本的には関連する会計方針に隣接するように開示するべきであると考えている（IASB, 2017b, 6.27）。

また、7の「統一的な開示目的」では、統一的な開示目的の開発とIASBが当該目的をIFRSにおいて開示目的と開示要求を開発し体系化するための基礎としてどのように使用できるのかを検討している。統一的な開示目的の開発に使用することが可能な以下の2つの方法が示されている（IASB, 2017b, Table 7.1）。

- ・企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関して開示されるさまざまな種類の情報に焦点を当てる方法
- ・企業の活動に焦点を当て、利用者が一般的に企業への将来の正味キャッシュ・インフローと当該企業の資源に係る経営者の受託責任（management's stewardship）を評価する方法をよりよく反映する方法

ただし、ここでは、これらの方法あるいはこれらの方法を組み合わせた方法について優劣などの価値判断はまだ行われておらず、今後の議題とされている。

最後に、8の「ニュージーランド会計基準審議会のスタッフのIFRSにおける開示要求の文案作成に対するアプローチ」では、ニュージーランド会計基準審議会のスタッフがIFRSにおける開示目的と開示要求の文案作成のために開発したアプローチを記述している。

ここでは、IFRSの全体的な開示目的と要求される情報の種類ごとのより具体的な下位の開示目的を含めることが提案されている。つまり、財務諸表の目的の基準レベルで適用して、より細かく適用した結果を示すとしている（IASB, 2017b, 8.6）。

また、開示目的に加えて、IFRSに2つの層の開示要求を含めることが提案されている（IASB, 2017b, 8.12）。まず、第1層の開示では項目や取引の影響の全体像を示すために要約情報が提供される。次に、第2層の開示では全体的な開示目的を満たすために、どのような追加情報が必要とされるのかが評価される。第1層の開示が十分でない場合には、第2層の追加的な情報が提供されることになる。

以上、IASB開示原則について8つのセクションを分析してきたが、本論文の中心的な関心のひとつであるNon-IFRS情報、特にNon-IFRSの利益情報について見ていく。

3. Non-IFRSの利益情報の開示

ここでは、Non-IFRS情報の中でも、特に利益情報を開示しているIFRSを任意適用している日本の企業について、いくつかの事例を分析していく。

ソフトバンクグループ株式会社の連結財務諸表は、2017年3月期において、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準に準拠して作成されている³。

連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書のようないわゆる基本財務諸表本体でなく、連結財務諸表の注記として、Non-IFRS情報であるEBITDAに関する利益情報が開示されている。つまり、有価証券報告書の「経理の状況」において記載されている。

3 ソフトバンクグループ株式会社は企業の組織改編に伴い、2016年3月期よりIFRSによる連結財務諸表を作成している。ここでは、最新かつ年次の有価証券報告書第37期を参照している。

連結財務諸表注記のセグメント情報の場所では、国内通信事業、スプリント事業、ヤフー事業、流通事業及びアーム事業の5つが報告セグメントとして記載されている。そして、報告セグメントの売上高と利益が一覧表として開示されている。

ここでは、報告セグメントごとに、セグメント利益に「減価償却及び償却費」を加算した EBITDA を表示し、さらに、EBITDA に「企業結合に伴う再測定による利益」及び「その他の調整項目」を加減算（利益は減算）した調整後 EBITDA も表示している（有価証券報告書第 37 期、120-121 頁）。

ここでいうセグメント利益とは基本的には営業利益を意味しており、その他の調整項目とは、主にその他の営業損益に含まれる取得関連費用や減損損失などの特別項目である。

つまり、まず営業利益に減価償却及び償却費を戻して、償却前の利益である EBITDA を再計算して、ここから営業活動に関連しない「企業結合に伴う再測定による利益」、非経常的な項目である取得関連費用や減損損失を加減算して、調整後 EBITDA を再計算している。もちろん、EBITDA や調整後 EBITDA は Non-IFRS の利益情報である。

ソフトバンクグループ株式会社における財務諸表の注記としての Non-IFRS 情報である EBITDA の開示は、他の企業における EBITDA と全く同じであるといえないであろう。なぜならば、調整項目となる諸要因が企業によって一様ではないからである。ただし、一連の調整からもわかるように、Non-IFRS 情

表 2 ソフトバンクグループにおける EBITDA 等の定義

セグメント利益	各セグメントの 売上高 －営業費用（売上原価＋販売費及び一般管理費） ±企業結合に伴う再測定による損益 ±その他の営業損益
セグメントの調整後 EBITDA	各セグメントの セグメント利益（損失） ＋減価償却費及び償却費 ±企業結合に伴う再測定による損益 ±その他の調整項目

（出所）有価証券報告書第 37 期、18 頁。

報である EBITDA は、IFRS によって会計処理され、計算・表示された会計数値から導かれているということである。IFRS においては「減価償却費及び償却費」はどこでどのように差し引かれるのかは別として、収益から差し引かれる費用であることには変わりはない。

参天製薬株式会社の連結財務諸表は、2017年3月期において、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準に準拠して作成されている⁴。

そこでは、基本財務諸表本体でなく、連結財務諸表の注記でもなく、有価証券報告書の「事業の状況」において、Non-IFRS 情報であるコア営業利益に関する利益情報が開示されている（有価証券報告書第105期、13-16頁）。

参天製薬では、IFRS による業績（「IFRS（フル）ベース」と呼んでいる）から一部の収益と費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示している。IFRS ベースによる業績からコアベースでの業績への調整においては、以下の収益及び費用とそれらに係る法人所得税費用が加減算されている（有価証券報告書第105期、14頁）。

- ・ 製品に係る無形資産の償却費
- ・ その他の収益
- ・ その他の費用
- ・ 金融収益
- ・ 金融費用
- ・ 販売費及び一般管理費のうち企業買収に係る一過性の費用

参天製薬は「事業の状況」の「業績等の概要」において、まず、「コアベース」での売上収益、コア営業利益及びコア当期純利益を開示している。そしてその次に、「IFRS（フル）ベース」での売上収益、営業利益及び当期純利益を開示している。このことは、研究開発や無形資産及び企業買収等が相対的に高いとされる製薬業界にいる参天製薬が、企業の本業における経常的な業績が重

4 参天製薬株式会社は、2015年3月期よりIFRSによる連結財務諸表を作成している。ここでは、最新かつ年次の有価証券報告書第105期を参照している。

要であると捉えている推知される。

参天製薬の事例においても、Non-IFRS 情報であるコア営業利益やコア当期純利益は、IFRS によって会計処理され、計算・表示された「IFRS フルベース」の会計情報から導かれている。

楽天株式会社の連結財務諸表は、2016 年 12 月期において、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976 年大蔵省令第 28 号）第 93 条の規定により、国際会計基準に準拠して作成されている⁵。

そこでは、基本財務諸表本体でないが、有価証券報告書の「経理の状況」において、「セグメント情報」の注記として Non-GAAP 営業利益が開示され、さらに、有価証券報告書の「事業の状況」においても Non-GAAP 営業利益が開示されている（有価証券報告書第 20 期、8-9 頁）。

楽天では、IFRS に基づく営業利益を IFRS 営業利益と呼び、そこから非経常的な項目やその他の調整項目を控除した Non-GAAP 営業利益を、重要な業績指標として開示している（有価証券報告書第 20 期、8 頁）。

ここでの非経常的な項目とは、将来見通しの作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと楽天が独自に判断する一過性の利益や損失のことである。

また、その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じやすく企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等のことである。

楽天の事例においても、Non-IFRS 情報である Non-GAAP 営業利益は、IFRS によって会計処理され、計算・表示された IFRS に準拠した会計情報から導かれている。

なお、Non-IFRS の利益情報を開示している企業には、ここで取り上げた 3 社以外にも、武田薬品工業、アステラス製薬、田辺製薬、中外製薬、電通などいくつかある。

Non-IFRS 情報の開示を行う企業は、意義のある期間比較を提供するため

5 楽天株式会社は、2013 年 12 月期第 1 四半期より IFRS による連結財務諸表を作成している。ここでは、最新かつ年次の有価証券報告書第 20 期を参照している。

に、財務業績の重要な要素に焦点を当てた情報を投資家に提供することができるかもしれない。適切に使用され表現されるならば、Non-IFRSの利益情報は、投資家が企業の財務業績のよりよい理解を得ることを助けることができるであろう。

しかしながら、Non-IFRS情報はIFRSに基づかない指標である。Non-IFRSの利益情報が不正に使用され、あるいは個々の企業によって不適切に定義された場合には、財務報告において問題が生じる。また、Non-IFRS情報がIFRSに準拠して決定される情報を不明瞭にする場合にも問題が生じる。つまり、Non-IFRS情報、特に利益情報の不適正な使用は、投資家をミスリードする。

IFRSはIASB概念フレームワークにおける基礎的な概念に基づいて開発されたものである。であるならば、IFRS情報はIASB概念フレームワークに支えられているといえる。では、Non-IFRS情報は何によって支えられるのであろうか。最後に、IASB開示原則とIASB概念フレームワークの関係を検討し、Non-IFRS情報の開示のあり方を考えていく。

4. まとめにかえて—IASB開示原則とIASB概念フレームワークとの棲み分け—

Non-IFRS情報については、大きく次の2つの対応が考えられる。

- ・財務報告（基本財務諸表の本体・注記・その他の場所）において、Non-IFRS情報は開示しない。
- ・財務報告（基本財務諸表の本体・注記・その他の場所）において、Non-IFRS情報を開示することを禁止しない。

なお、後者の禁止しない立場でも、Non-IFRS情報が開示される場所を制限することや開示される情報の最小化を図ることが考えられる。

ところで、IASB開示原則のプロジェクトの目的は、次のように規定されている（IASB, 2017b, 1.11）。

「開示原則プロジェクトは、開示の論点を識別し、これをよりよく理解したうえで、当該論点に対処するための新しい開示原則を開発するか、また

は既存の開示原則を明確化することに焦点を当てている。一組の開示原則は、ハイレベルの概念（例えば、効果的なコミュニケーションという全体的な原則または開示目的や開示要求を開発するための基礎（統一的な開示目的））から、情報の開示に関する一般的な要求事項までの範囲にわたる可能性がある。これらの原則は、IAS 第 1 号の現行の要求事項の一部と「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク（2010年）」）を改定する当該審議会のプロジェクトで開発されている諸概念を基礎とすることになる。」

これまで分析してきたように、IASB 開示原則では、開示に関するイニシアティブに関する基本的なスタンスとして、「効果的なコミュニケーション」という視点がとられ、その改善のための7つの原則が提案されていた。

実は7つのうち(a)企業固有のものであること、から、(f)開示される情報の有用性を損なわずに、企業間と報告期間間の比較可能性を最適化する方法で提供されていること、までの6つは、「概念フレームワーク」（2013年）に関する討議資料で示されていたものである（IASB, 2013, 7.50）。

この点について、IASB は次のように述べている（IASB, 2017b, 2.7）。

「当審議会は、それらの原則の中には、基礎となる原則でなく、財務諸表の作成に焦点を当てているものがあると考えている。したがって、「概念フレームワーク」公開草案の開発にあたり、当審議会は、基礎となる概念を記述しているコミュニケーションの原則のみを改定「概念フレームワーク」に含めることを提案した。」

したがって、IASB 開示原則は基礎的な概念以外の情報の記載場所に関する原則や具体的な開示に関する原則についても規定しているので、これを概念フレームワークに組み込まないとしている。つまり、IASB 開示原則における提案は、最終的には、IAS 第 1 号の一部の修正または IAS 第 1 号の一部を置き換える新たな開示基準を提示することにつながるものである。

IASB 概念フレームワークでは、コミュニケーションの原則という情報の開示に基本的な考え方やハイレベルの概念を明示し、これに関連する具体的なガ

イダンスや財務諸表の作成に係るものについては IASB 開示原則で規定するという位置づけがされているのである。このような IASB 開示原則と IASB 概念フレームワークとの棲み分けによれば、IASB 概念フレームワークとは別に、開示のための一般基準が必要不可欠となる。そこでは、IASB は開示に関する一般原則を作成することを想定しているのである。

このような棲み分けについて、以下のような評価もある（岩崎, 2017b, 58 頁）。

「本開示原則では、開示スタンスとして意思決定有用性アプローチを採用していること、開示の視点としてコミュニケーションの改善という視点を採用し、この統一的な視点から各開示に関するプロジェクトを実施していること、開示原則プロジェクトとして開示原則を明示していること及び基本的な概念等は概念フレームワークで規定し、より具体的なものは個別の会計基準で規定しようとしていること等は評価しうる点である。」

ところで、IASB 議長ハンス・フーガーホースト（Hans Hoogervorst）は、2015年3月に韓国ソウルで行われたスピーチで、「会計原則に基づかない指標（Non-GAAP measures）」の使用において、非常に有用になりうることを認めたい。例えば、財務諸表におけるそれらの表示にさらなる規律（greater discipline）が必要であると強調している（デトロイト, 2015, 1 頁）。さらに、これらの業績指標は、誤解を招く情報を表示すべきでなく、IFRS 情報よりも目立たせるべきでないということを指摘している。

また、財務諸表における Non-IFRS の利益情報について、IAS 第1号「財務諸表の表示」（2014年修正）において、IFRS で求められていない表示項目や小計を追加する場合の留意事項を規定している。主な内容をまとめると、次のとおりである（IASB, 2014, 99-103）。

- ・IFRS に基づく会計数値（IFRS に準拠して認識されて、測定された金額）で構成されていること
- ・明確で理解可能な名称を付すこと
- ・会計期間ごとの継続性があること

・IFRS の要求事項よりも目立つ表示にしないこと

したがって、Non-IFRS 情報の開示については、開示を禁止する立場ではなく、開示を認める立場がとられているといえる。その方針において、いかに財務諸表で提供される情報の信頼性を損なわず、企業と投資家のより効果的なコミュニケーションを促進させていくためには、さらなる規律として IAS 第 1 号の上記の規定のような適切な制限が設けられるべきである。

公益社団法人日本証券アナリスト協会の企業会計研究会が、2017 年 8 月に実施した IASB 開示原則に関するアンケートにおいて、「Non-IFRS 情報を財務諸表に含めることを禁止すべきでない」という IASB の予備的見解について、58.3% が賛成・同意している。なお、当該アンケートは 8 月に開催された勉強会に参加した協会の検定会員のうち回答した 24 名（同意する 14 名、同意しない 7 名、どちらともいえない 3 名）の結果である（日本証券アナリスト協会、2017, 4, 5, 10 頁）。

また、日本公認会計士協会の IASB 開示原則に対する意見では、この点について、次のように述べられている（日本公認会計協会、2017, 7-8 頁）。

「「非 IFRS 情報」について、未監査の情報が際限なく財務諸表に含まれることのないように適切な制限を向けることを前提に、財務諸表の中で提供することを許容する方向に反対しない。…（中略）…

カテゴリー C に該当するような情報（未監査の情報）が過度に財務諸表に含まれれば、財務諸表で提供される情報の信頼性が損なわれる可能性があることを懸念する。財務諸表に含めるべき情報と含めるべきでない情報を整理し、カテゴリー C に該当する情報の最小化を図り、財務諸表で提供される情報の信頼性を維持するための適切な制限を設けるべきである。」

つまり、Non-IFRS 情報を財務諸表の中で提供することは反対しないが、適切な制限のもとで最小化されるべきであると考えている。

Non-IFRS 情報に関連する説明の開示が十分に行われるのであれば、Non-IFRS 情報の開示に同意する割合は増加するかもしれない。しかしながら、以

下のような問題も依然として残ることになると思われる。

- ・ 企業間で比較可能でないという問題
- ・ 経営者の裁量で一貫性のない調整が行われるという問題

第1の問題については、財務業績の計算書である損益計算書が、その形式について十分なガイダンスを提供していないことがあげられる。損益計算書における追加の小計を定義するためには、売上総利益や営業利益または EBITDA や Core Earnings など利益に対する定義が行われなければならない。特に、営業利益は、EBITDA や Core Earnings を導くためのベースになる重要な利益概念であると考えられる。

第2の問題については、企業ごとに調整項目がバラバラであるということや企業内においても時系列で異なる調整が行われる可能性があることがあげられる。業界特有の調整項目や企業固有の調整項目があるかもしれない。その意味では、IFRS に準拠した会計数値よりも、堅牢なものであるとはいえないであろう。

ただし、Non-IFRS の利益指標について、利益指標の厳格な定義、あるいはコアとなる利益の定義とコアとなる調整項目の定義を創造することができれば、第1の問題と第2の問題は解決されると思われる。

IFRS における財務業績の計算書を考えたときに、基本的にはトップラインの売上収益とボトムラインの当期利益は調整されていない情報であるといえる。言い換えれば、これらの中で計算・表示される段階利益として、共通かつ重要な利益指標を設けることは、企業間比較かつ時系列比較ができ、企業の事業の状況を適切に判断できることに資すると考える。そのための重要な利益指標は、やはり営業利益 (operating income) である。営業利益は、まず、IASB 概念フレームワークにおいて定義され、そして、IASB 開示原則の中で具体的な表示の方法や Non-IFRS 情報における開示のガイダンスとして示されるべきであると考えられる。IASB は営業利益の定義に消極的であるが、営業利益の定義を明確にしないまま、EBITDA や Core Earnings を表現することは困難である。

基本財務諸表における財務業績の計算書本体であれ、注記であれ、Non-IFRS の利益指標を開示し、企業の実質的な成長を示すためには、営業利益の定義は必要である。

IASB は、概念フレームワークにおいて伝達ツールとして位置づけている開示に関する IASB 開示原則を公表した。IFRS 情報と Non-IFRS 情報、これらがそれぞれにまたは相互に関連し合いながら、財務報告における効果的なコミュニケーションを向上させていくためには、IASB 開示原則と IASB 概念フレームワークのさらなる改善が期待される。

参考文献

- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. *International Accounting Standards (IAS) No.8: Accounting Policies, Changes in Accounting*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customer*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2010. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2013. *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2014 (amended). *International Accounting Standards (IAS) No.1: Presentation of Financial Statements*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2015. *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting*. IASB.
(企業会計基準委員会訳『財務報告に関する概念フレームワーク』)
- International Accounting Standards Board (IASB). 2017a. *Snapshot: Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*. IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2017b. *Exposure Draft: Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*. IASB.
(企業会計基準委員会訳『開示に関する取組み—開示原則』)
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. *Framework for the Preparation and Presentation for Financial Statements*. IASC.
- The Board of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO). 2014. *Proposed Statement on Non-GAAP Financial Measures*. IOSCO
- 岩崎勇. 2017a. 「FASB の概念フレームワークについて—財務諸表に対する注記を中心として—」『経済学研究』第 84 巻第 1 号: 77-92 頁。
- 岩崎勇. 2017b. 「IASB の概念フレームワークについて—財務諸表における表示・開示を中心として—」『経済学研究』第 84 巻第 4 号: 45-62 頁。
- 杉山晶子. 2016. 「IASB 概念フレームワークにおける財務諸表の表示および開示」

『IFRSの概念フレームワークについて—最終報告書—』国際会計研究学会研究グループ：122-135頁。

国田清志. 2017. 「IFRS第15号における収益認識アプローチとIASB概念フレームワーク—会計情報と利益計算構造の検討を中心として—」『会計学研究所報』第32号：1-24頁。

デトロイト (Deloitte). 2015. 「IASB議長が「会計原則に基づかない指標 (non-GAAP measures) を論じる」1-2頁。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-iasplus-20150331.html>

デトロイト (Deloitte). 2016. 「IASB議長が非GAAP指標 (non-GAAP measures) を議論」1-2頁。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-iasplus-20160511.html>

日本公認会計士協会. 2017. 「IASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」に対する意見」1-12頁。

https://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/20171002xbe.html

日本証券アナリスト協会. 企業会計研究会. 2017. 「DP「開示に関する取組み—開示原則」について」。

https://www.saa.or.jp/account/account/pdf/ikensho_171002ja.pdf

*本稿は、平成27年度専修大学長期在外研究の研究成果の一部である。